

平成 29 年 7 月
海事局 船員政策課

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正について

1. 背景

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部が改正され、育児休業の期間について、最長 2 歳まで延長することが可能となった。

今般、上記改正法が平成 29 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年運輸省令第 36 号。以下「船員育児・介護休業法施行規則」という。）について所要の改正を行うこととする。

2. 概要

（1）育児休業期間の再延長

船員育児・介護休業法施行規則第 4 条の 2 において、子の育児休業の延長（1 歳→1 歳 6 か月）する場合の申請の条件を規定しているが、今般の法改正に伴い、さらに育児休業を再延長（1 歳 6 か月→2 歳）する場合の申請の条件を規定するための改正を行う。

（2）その他

法改正に伴う条項ずれ等の所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公布：平成 29 年 9 月上旬

施行：平成 29 年 10 月 1 日